

船橋市監査委員告示第 8 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 9 9 条第 1 4 項の規定により、監査の結果に基づいて措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

令和 7 年 6 月 2 5 日

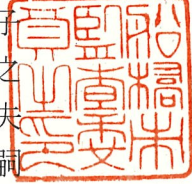
船橋市監査委員

栗 林 紀 子

同 齋 藤 弘 之

同 浦 田 秀 夫

同 松 橋 浩 嗣



監 査 対 象 機 関	措 置 状 況 報 告 年 月 日
福祉サービス部 地域福祉課	令和 7 年 3 月 2 8 日
監 査 の 結 果	措 置 の 内 容
[指摘事項] 交付申請書等の確認不足 船橋市民生児童委員協議会地区民児協交付金（以下「交付金」という。）の交付決定において、交付決定額に誤りはなかったが、船橋市民生児童委員協議会から提出された補助金等交付申請書の添付書類に関する次の誤りを見落としていた。 ・ 令和 5 年度決算書の繰越金、収入済額及び差引残額が誤っていた。 ・ 令和 6 年度予算書の繰越金が誤っていた。 船橋市補助金等の交付に関する規則第 4 条第 1 項では、市長は交付申請を受理したときは、次の各号に掲げる事項を審査し、適正と認めたときは、補助金等の交付決定をするものとする」とされ、第 3 号で金額の算定に誤りがないかが規定されている。 所管部署に確認したところ、令和 5 年度決算書の繰越金に令和 4 年度の交付金にかかる返還金が誤って加算されていたが、見落としてしまったとのことであった。 今後は、チェック機能の強化を図るとともに、同規則に則って適正に事務処理を行うよう徹底されたい。	通帳残高と決算資料の突合を失念していたため、決算資料の誤りを見落としてしまった。 再発防止策として、提出された決算資料に誤りがないことを確認する際には、必ず主担当、副担当、係長がそれぞれ通帳残高と決算資料を突合し、確認印を押印するとともに、交付決定手続そのものが業務マニュアルに沿って行われたかを確認するような項目及び確認印欄を業務マニュアルに追記した。 併せて、担当者が変更になっても適切に事務手続が行われるために、業務マニュアルを誰でも分かるよう作業フォルダ内に格納し、引継ぎに活用できるようにした。 また、課長から職員に対し、補助金等の交付事務に従事する際には、改めて船橋市補助金等の交付に関する規則を確認するよう指導した。

監 査 対 象 機 関	措 置 状 況 報 告 年 月 日
福祉サービス部 障害福祉課	令和7年3月28日
監 査 の 結 果	措 置 の 内 容
[指摘事項] 不適正な公印の押印省略 船橋市身体障害者福祉センター使用許可書について、船橋市身体障害者福祉センター条例施行規則第2号様式では公印を押印することとなっているが、「（公印省略）」の表示により公印の押印が省略されていた。 所管部署に確認したところ、決裁に関わった職員の規則への理解が不足していたとのことであった。 今後は、同規則に則って適正に事務処理を行うよう徹底されたい。	船橋市身体障害者福祉センター使用許可書について、規則上では押印する様式となっていることから本来は押印の省略はできないが、職員の規則への理解が不足していたことにより発生したものである。 そのため、所属職員に対し担当する事務に関する条例、規則等を改めて確認し、同様の事象が発生しないよう徹底した。 また、公印を押印する決定通知書の送付に係る決裁において、添付されている施行文書案が「（公印省略）」と表記されていないか、決裁承認者が確認することを、改めて徹底する。

監 査 対 象 機 関	措 置 状 況 報 告 年 月 日
福祉サービス部 地域福祉課	令和7年3月28日
監 査 の 結 果	措 置 の 内 容
[指摘事項] 財政主管課への合議漏れ 債務負担行為（単価契約）に該当する船橋市一時生活支援事業業務委託について、予算執行伺書に財政主管課への合議がされていなかった。 船橋市予算会計規則別表第4では、債務負担行為（債務負担行為にあつては、利子補給に係るもの及び公有財産の購入に係る経費を除く。）に係る予算の執行に関する事項（財政主管部長が必要であると認めるものに限る。）には、財政主管の課の合議が必要とされている。また、令和4年11月1日財第958号企画財政部長通知「船橋市予算会計規則別表第4の取扱いについて」により、債務負担行為（単価契約）の場合において予算執行伺書は財政課への合議が必要とされている。 所管部署に確認したところ、通知から約2年が経過したことにより失念してしまったとのことであった。また、予算執行伺書（単価契約）の設計執行限度額が1千万円未満であったこともあり、財政課への合議が漏れてしまったとのことであった。 今後は、同規則等に則って適正に事務処理を行うよう徹底されたい。	令和4年11月1日付財第958号の内容については、通知から約2年が経過し、起案者・承認者ともに失念してしまっており、また予算執行伺額が1千万円未満だったこともあって、財政課合議が漏れてしまった。 再発防止に向けて、担当係長から職員に対し朝礼や庁内メッセージで、債務負担行為に係る契約については、金額にかかわらず、予算執行伺の財政課合議が必要なことを周知徹底した。 併せて、今後担当者が変わっても、合議漏れが発生しないように、当該業務の業務フローシートに、財政課への合議漏れをリスクとして明記し、引き継ぎ時に活用できるようにした。 また、改めて課長から職員に対し、自身が行う事務の根拠を例規集等で確認するよう指導した。

監 査 対 象 機 関	措 置 状 況 報 告 年 月 日
福祉サービス部 障害福祉課	令和7年3月28日
監 査 の 結 果	措 置 の 内 容
[指摘事項] 消耗品出納簿の記帳漏れ等 後見人等申立て費用の収入印紙の一部について、消耗品出納簿の記帳が漏れていた。また、消耗品出納簿の記帳は漏れていたが、当該支出命令書の記帳確認欄に物品出納員の確認印が押印されていた。 船橋市物品管理規則第13条第1項では、物品出納員等は、物品の出納、保管その他の状況を明らかにするため、次に掲げる帳簿を備え、整理しなければならないとされ、第2号で消耗品出納簿が規定されている。また、会計課が作成した「会計事務のポイント～審査～」では、帳簿へ記帳済であることを物品出納員又は、物品分任出納員が照合・確認し、支出命令書の記帳確認欄へ確認印を押印するとされている。 所管部署に確認したところ、収入印紙を購入した際、消耗品出納簿に現物を添付せずに口頭による確認で物品出納員が確認印を押印していたため、記帳が漏れたことに気づけなかったとのことであった。また、支出命令書の決裁時に消耗品出納簿を添付していなかったため、確認が不十分な状態で記帳確認欄に物品出納員の確認印が押印されてしまったとのことであった。 令和4年度定期監査においても消耗品出納簿にかかる不適切な物品管理が指摘事項となっていることから、同規則等に則って適切に事務処理を行うよう改めて徹底されたい。	収入印紙を購入した際は、消耗品出納簿へ記帳し、記帳済であることを物品出納員又は、物品分任出納員が照合・確認し、支出命令書の記帳確認欄へ確認印を押印するとされている。 しかし、収入印紙を購入した際、消耗品出納簿に現物を添付せずに口頭による確認で物品出納員が確認印を押印していたため、記帳が漏れたことに気づけなかった。また、支出命令書の決裁時に消耗品出納簿を添付していなかったため、確認が不十分な状態で記帳確認欄に物品出納員の確認印が押印されてしまった。 そのため、今後は購入した収入印紙と消耗品出納簿を同時に確認した上で物品出納員の押印を行うとともに、支出命令書の決裁時には消耗品出納簿を添付することとし、同様の事象が発生しないよう徹底した。

監 査 対 象 機 関	措 置 状 況 報 告 年 月 日
環境部 クリーン推進課	令和7年4月24日
監 査 の 結 果	措 置 の 内 容
[指摘事項] 助成金算定の誤り 船橋市有価物回収助成金について、助成金の額が過大となっていた。 船橋市有価物回収助成金交付要領第3条第1項では、助成金の額は、船橋市有価物回収登録業者基準に基づき登録された有価物回収業者が、市が指定した有価物集積所の回収を実施したとき、1日につきあらかじめ回収に必要な人件費、運搬車両関係費等により定める額に回収日数を乗じて得た額（以下「基本月額」という。）から当該月分の卸売商買入金額を差し引いた額とし、卸売商買入金額は、同条第4項において対象品目の市場価格を考慮して別に定める基準により算定した金額とすることができるとされ、船橋市有価物回収助成金交付要領に定める卸売商買入金額に関する基準（以下「基準」という。）に基づき算定されている。 基準では、品目別価格に回収重量を乗じ品目別に算定した品目別の買入金額（以下「算定上の金額」という。）が、実績報告の金額より大きい場合は、算定上の金額を卸売商買入金額として採用し、助成金算定の金額とするとされている。 助成金交付申請書の別添資料において、算定上の金額と実績報告の金額を比較し、実績報告の金額のほうが大きい値であるとして、基本月額から実績報告の金額を差し引いた額を助成金交付申請額とする上記申請書について、所管部署ではこれを認め同額を助成していたが、算定上の金額は税抜価格、実績報告の金額は税込価格となっていた。	これまでも、要領及び基準の範囲内で運用していたが、税の取扱いが不明確であったため、今回の指摘を受け、令和7年度から助成金申請時における有価物回収協同組合からの対象経費等の計上を全て税抜き（消費税及び地方消費税相当額を減額）で申請させ、助成金交付決定額の算定についても全て税抜き額にて算定することに変更し、それを明確にするため、要領及び基準を改正した。

そこで、算定上の金額を税込価格に改めて比較したところ、算定上の金額のほうが大きい値となったことから、助成金交付申請額は基本月額から算定上の金額を差し引いた額となり、結果として助成金の額が過大となっていたことが判明した。

所管部署に確認したところ、本助成金に関しては令和元年度の簿冊まで遡ることができたが、当該簿冊においても同様の取扱いがされており、税抜価格と税込価格を比較することの根拠を示す資料は残されていなかったとのことであった。また、税抜価格と税込価格を比較していたことについては好ましい取扱いではないことから、基準を改正したいと考えているが、改正にあたっては関連部署との協議や申請者への説明が必要となるとのことであった。

当該助成金は基準に基づいて算定されているものであることから、できる限り早急に改善を図り、今後は適正に事務を執行されたい。